

Q20-3 インフラ長寿命化基本計画において、個別施設計画に記載することとされている事項が「庁舎建設基本計画」に記載されている場合でも、個別施設計画を策定しなければ、市町村役場機能緊急保全事業の対象となりませんか。

A20-3 インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が「庁舎建設構想」や「庁舎建設計画」に全て記載されている場合は、インフラ長寿命化基本計画において「各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。」とされていることを踏まえ、個別施設計画を策定しない場合でも、市町村役場機能緊急保全事業の対象となります。

なお、インフラ長寿命化基本計画に、「この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。」こととされていることにご留意ください。

Q20-4 本庁舎の外構工事及び駐車場の整備は、市町村役場機能緊急保全事業の対象となりますか。

A20-4 発災時における本庁舎の業務継続の確保という市町村役場機能緊急保全事業の趣旨を踏まえ、本庁舎の建替えに伴う外構工事、職員用及び公用車用の駐車場（車庫を含む）の整備については対象となります。

また、来庁者用の駐車場については、災害応急対策のために必要なスペース（緊急通行車両用の駐車場など）として地域防災計画等に明確に位置付けられる部分に限り対象となります。

Q20-5 本庁舎の建替えに伴う、仮設庁舎設置費や解体工事費は、「市町村役場機能緊急保全事業」の対象となりますか。

A20-5 本庁舎の建替えに伴う仮設庁舎設置費や既存建物を撤去しなければ建替えができない場合など建替えを実施するために直接必要となる解体工事費については対象となります。